

平成23年度第4回

さっぽろ食の安全・安心推進委員会
条例検討専門部会

議 事 録

日 時：平成24年2月6日（月）午後2時開会
場 所：WEST19 2階 研修室A・B

1. 開 会

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成23年度第4回さっぽろ食の安全・安心推進委員会条例検討専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます保健福祉局保健所食の安全推進課の宮原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様の出欠状況ですが、藤原委員はちょっとお休んでいるようでございますけれども、出席委員は5名ですので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、事務局には関係職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

2. あいさつ

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、開会に当たりまして、食の安全担当部長の木田より、一言、ごあいさつを申し上げたいと思います。

○木田食の安全担当部長 食の安全担当部長の木田でございます。

今日は、少し暖かくなりましたけれども、足元のお悪い中にお越しいただきまして、大変ありがとうございます。

昨年より検討を重ねてまいりました本部会も今回で4回目となりました。前は、市民・事業者・行政といった各主体の果たすべき役割や市民意見の反映についてご意見をいただいたところですが、きょうは、引き続き、条例に盛り込む内容について検討いただきますとともに、これまでも話題に挙がっておりました札幌らしさについて議論を深めていただきたいと考えております。

さて、先般、市内の焼き肉店で食中毒事件が発生しました。直接の原因食品はわかっていないのですが、その焼き肉店では、昨年からお話に出ております基準に合わないユッケ、あるいは牛の生レバー等を提供していたわけです。一方、ご利用された市民の方もわざわざ生の肉を出している店を探して来店されて食中毒に遭われたということです。ですから、市民の方への知識の普及にも我々は努めていかなければならないというふうに考えているところです。

また、1月21日、22日にわたりまして食の安全・安心体感フェアということでサッポロファクトリーを会場にして開催したところです。26日には、健康危機管理図上シミュレーション訓練ということで、大規模食中毒の対策訓練を行っております。我々保健所、区の職員、老人福祉施設の事業者の方々を交えまして、行政と事業者の間の連絡体制等の訓練を行ったところです。

ご検討いただいている条例の制定については、こうした安全・安心な食のまちさっぽろを実現するための体制づくりの集大成だと考えておりますので、ご検討のほどをよろしくお願いいたしますと考えております。

本日も、これまで同様、活発な議論となりますようお願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

◎資料確認

○事務局（宮原食の安全推進課長） 次に、本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料は、事前に送付させていただいておりますが、いま一度、ご確認いただきまして、不足などがございましたら事務局の者にお知らせください。

まず、上から本日の会議の次第、座席図、委員名簿、資料1-1から4までお配りしております。

なお、皆様もご承知のとおり、この会議は札幌市情報公開条例第21条の規定によりまして、原則、公開することとなっております。配付資料や議事録は、後日、そのまま札幌市のホームページなどに掲載する予定でございますので、ご了承願います。

また、ご発言は、挙手の上、お近くのマイクをお使いになるようお願いいたします。

それでは、これ以降の会議の進行につきまして、大西部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○大西部会長 それでは、早速、議事を進めてまいりたいと思います。

既にご案内のように、本日の議題は、安全で安心な食のまちづくりを進める上で札幌市に求める具体的な取り組みについてのほか、二つあります。

なお、本日の終了時刻は3時30分を予定しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

前回まで、条例の制定に向けてさまざまなテーマで広くご議論をいただきてまいりました。この会議もきょうで第4回を数えておりまして、いよいよ、その意見の取りまとめの時期が近づいてきております。

今日は、主に条例に盛り込みます札幌らしさの内容や具体的な条項のほか、条例の実効性を確保するためにはどのような手法が考えられるかなど、大変内容の濃いものとなっております。今回も、前回に引き続きまして、委員の皆様にはぜひとも積極的なご発言をいただきたいと思っております。

なお、お手元に追加の資料がありますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小山内調整担当係長） 皆様のお手元にフード・コンプレックスの関係の資料をお手元に配らせていただいているところです。

こちらにつきましては、今、軽く触れさせていただきます。

皆様も新聞等でご存じかもしれませんが、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区に札幌市が昨年末に指定されたということでございます。

これは、札幌市の経済局のホームページに書いているものでございますけれども、北海

道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の概要と書いております。

目的は、EU、北米経済圏と同規模の成長が見込まれる東アジアにおいて、「北海道」をオランダのフードバレーに匹敵する食の研究開発拠点とするということです。

事業の内容としましては、農水産物の生産体制を強化するとともに、食に関する研究開発・製品化支援機能を集積、拡大し、これを活用して本道の豊富な農水産資源及び加工品の安全性と付加価値の向上、市場ニーズに対応した商品開発の促進と販路拡大を図ることとなっております。

ホチキスどめしております3枚目に書いてありますのが、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の概要で、こちらを経済局のホームページを引用させていただいております。

今日は、時間の関係で割愛させていただきますが、北海道、札幌以下江別、函館、帯広のほか18の町村で申請し、食の関係で国際戦略総合特区に指定されたことを皆様方にお知らせします。

食の安全に関しまして、今のところ特にご説明するところはありませんが、これから情報が入り次第、皆様方にお知らせしたいと思っております。

今日は、時間の関係で、ここで説明を終わらせていただきます。

○大西部会長 ありがとうございます。

それでは、一つ目の議題であります「安全で安心な食のまちづくりを進める上で札幌市に求める具体的な取り組みについて」のうち、「計画の策定・条例を推進するための組織の設置」及び「危機管理」についてどんなことが考えられるか、ご意見をいただければと思います。

まず、資料1-1及び資料1-2について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（小山内調整担当係長） 事務局より、資料1-1、1-2に従いまして簡単にご説明させていただきます。

その前に、前回の会議で大金委員からありました東京都の条例やその他の食の安全・安心の取り組みの中で、パンフレット類の作成につきまして、英語、中国語等々の外国語表記はなされているかご確認願いたいということがありましたので、そのことについて担当の重永よりご報告させていただきます。

○事務局（重永） 食の安全推進課の重永でございます。

東京都における条例・パンフレット等の外国語表記についてですが、確認しましたところ、~~今~~現在、東京都の食品安全条例や食品衛生関係のパンフレットで英語や中国語等の外国語表記をしたものは特にないということでした。ただし、東京都では、飲食業界で外国人従業員が非常に増えているということを受け、外国人従業員向けに、食中毒予防の三原則などの衛生面について説明するパンフレットの必要性があると考えており、来年あたりを目処に作成する予定があるとのことでした。

○大西部会長 ありがとうございます。

今のことが前回の振り返りの一部になるかと思います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○事務局（小山内調整担当係長） 引き続きまして、資料1-1と1-2についてご説明させていただきます。

資料1-1に書いてありますのは、各自治体における行政計画の関連条項です。北海道、東京都、名古屋、京都の条例に記載されているものですが、行政がつくる計画につきましてどのような盛り込み方をされているかということで抜粋させていただいているところでございます。

各自治体で特筆すべきところはないのですけれども、条例をつくっている自治体は、どの自治体も行政計画の項を設けております。従来から委員の方々からご意見があったとおり、条例で規定しにくい詳細部分といいますか、より実効性のあるものを計画等々で進めていく形をとっております。そういうことから、この条例に書いてあることをこの計画で進めるのだという書き方をしております。北海道につきましては、附則でこの条例について見直していくというところもありますけれども、北海道、東京都、名古屋、京都だけではなくて、行政計画の項を設けていないところはほとんどないと思います。

続きまして、資料1-2に移らせていただきます。

其次第には、計画とともに、附属機関といいますか、条例を推進するための組織の設置について記載しております。今、皆様方が所属しております「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」でございますが、こちらは、私どもの要綱がございまして、そこで設置を決めているものでございます。資料1-2の2に書いているさっぽろ食の安全・安心推進委員会の位置づけとありますが、繰り返しになりますが、当該委員会は、さっぽろ食の安全・安心推進委員会設置要綱によって設置されているもので、これは札幌市の中では類似機関と言われております。条例で設置する機関となりますと、より具体的に、かつ役割を付与する形で、今後は、条例や行政計画の見直しや改正などをする際に審査や諮問、調査などを行う役割が定期的に生じてまいりまして、1に書いてある附属機関に位置づけられます。法律又は条例に基づいて設置されるものをそういう呼び方にしているものでございます。

現在、要綱にあるものが条例で設置されておりますので、意見を反映する上でもさらに重みがあると考えているところでございます。食の安全・安心に関するこういう委員会、もしくは機関につきましては、どの自治体でも大概是条項を設けてございまして、条例の中には、今お話しさせていただいた行政計画の項と委員会、審議会と呼ばれる外部機関を条例で設置することを決めている条項があるということで、ご意見をいただければと思っております。

簡単ですが、説明は以上とさせていただきます。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

私から二つ確認します。

まず、第1点は、ご紹介されている四つの自治体の中で、東京都は施策の実施状況につ

いて公表するという項目を設けておりますが、これは東京都の一つの特徴かと思いました。

第2点は、今ご紹介のあった委員会の位置づけ、根拠です。紹介されている四つの道府県に関しては、いずれも条例に根拠があるということですか。

○事務局（小山内調整担当係長） 北海道もそのようになっておりますし、東京、名古屋、京都についてもそうです。何とか委員会、何とか審議会と名称は違いますが、我々が持っているこういう委員会を条例で位置づけてございます。

○大西部会長 ありがとうございます。

以上のことを踏まえまして、「計画」・「組織」の二つのテーマにつきまして、ご発言が何かございましたら、ご遠慮なくお願いしたいと思います。

どなたからでも結構です。

いつも行方委員から振っているのですが、差し支えがなければぜひお願いします。

○行方委員 計画については、市の方がおっしゃったように、特に目立ったことはないような気がしていますが、従来からお知らせいただいている京都市に関しては、観光旅行者等の意見を適切に反映するためにと書いてあるところが注目点かと思いました。

○大西部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんか。

藤原委員からございませんか。

○藤原委員 今回、私どもの立場は（2）の類似機関ということですね。これは、条例に基づいた附属機関と類似機関と。それから、市としてはどちらの形で——この課題について取り組む委員会は、私どものさっぽろ食の安全・安心推進委員会だけでしたか。もう一つありませんでしたか。

○事務局（小山内調整担当係長） 食の安全・安心に関することで言いますと、私どもが設けているのはさっぽろ食の安全・安心推進委員会だけです。

しかし、この委員会の前に、紛らわしいのですが、「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進委員会」がございました。それは、皆様方にご紹介しておりますが、さっぽろ食の安全・安心推進ビジョンをつくるために設置させていただいた委員会ではございました。このビジョンを策定させていただいたことから、その委員会の役割を終えて現在の委員会に衣がえしております。

今後は、皆様方のご意見を聞きながら、例えば今の委員会も皆さん方にビジョンの検証をしていただいたり、事業内容などをお聞きする役割が要綱上ではあるのですが、先ほど申しましたように、条例で設置している附属機関として、要綱以上の重みがあると思っていますところでは。

○藤原委員 そうしますと、この計画の策定に当たって、北海道の場合は、北海道食の安全・安心委員会の意見を聞かなければならないとしておりますが、札幌市でも同じような考えで進むように検討されているということですか。

○事務局（小山内調整担当係長） つくり方として、そういうふうになると、皆さんの意

見をより反映しやすいのではないかとと思われるところでございます。

○藤原委員 承知しました。

それでは、その方がいいと思います。

○大西部会長 条例ということになりますと、札幌市議会の議決を踏まえることになりま
すね。ですから、それなりの政治的な問題として取り上げられて、位置づけとしては非常
に高いものになるかと思えます。

また、今後はいろいろな問題について公表や評価、審査をしていくことを定期的に行う
ということであれば、なおのこと条例によって、条例で定めるということは基本的には半
永久的な、恒久的な機関ということですから、そういう位置づけの機関の方がさまざまな
活動にとってはいいのではないかと思います。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

特にございませんでしたら、先へ進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大西部会長 一つ確認です。

冒頭で私から申し上げました実施状況について公表するという規定が東京都だけにあっ
て、ほかは、随時、任意でやっていらっしゃるのかもしれませんが。条例の中にこういう定
期的な公表を決めるか、決めないか。東京は一つのサンプルになるかと思えます。

それから、行方委員からは京都市の条例について観光が触れられているので、それを参
考にするというご指摘をいただいております。

そんなところでよろしいでしょうか。

また、組織づくり、計画策定ということについて事務局から補足的なことはございませ
んか。今後の仕事を進めていく上で、条例に根拠のある組織があった方が仕事がしやすい
のか。そういったことが追加的にあれば、私どもも非常に納得しやすい気がします。

○事務局(小山内調整担当係長) 特段、私どもが作業をしやすいということはありませ
んが、条例に規定することになりますと、先ほど大西部会長からもお話がありましたとお
り、長きに渡ってそういう審議会等があり、要綱以上にしっかりしたものになっているも
のですから、皆様方からしっかりと意見を酌み上げやすいと思っております。また、計画
も、条例になれば、継続的、計画的に食の安全・安心に関する施策を実行する上で、より
しっかりとしたものになると考えているところでございます。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

以上で、この論点については閉めさせていただきます。

「計画」・「審議会」等につきましては、他の自治体でも多くの場合、これを設置して
いるという規定だと思えます。

先ほど藤原委員からご発言がありましたように、条例の方が根拠として望ましいのでは
ないかというご発言をいただいております。事務局におきましては、このような意見をぜ
ひ取り入れるようお願いしたいと思います。

それでは次に、「安全で安心な食のまちづくりを進める上で札幌市に求める具体的な取り組みについて」のうち、「危機管理」に関することについて皆様方のご意見を伺いたいと思います。

意見をいただきます前に、参考としまして、資料2について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（小山内調整担当係長） それでは、資料2に基づきまして簡単にご説明をさせていただきます。

各自治体における危機管理関係条項ということで、例のごとく、北海道、東京、名古屋、京都のものを載せさせていただいております。

この危機管理条項と申しますか、緊急事態の対処という言い方をしておりますが、大本であります食品安全基本法の中に、自治体は緊急事態が起これば対処する体制を整備することが条文の中で設けられているところでございます。それを受けて、各自治体も体制の整備、もしくは緊急時の対応という形で、どの条例の中にも入れております。内容につきましては、食品に起因する健康被害があるときや、ありそうだというときに、自治体はしっかり対応しなければならないという義務規定的に措置を講じると書いているところでございます。

北海道につきましては、「緊急事態への対処等に関する体制の整備等」と書いております。北海道は、他の自治体とちょっと違いまして、「道民からの申し出」、第26条というのがあります。「道民は、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得たときは、知事に対して適切な対応をとるよう申出をすることができる。」と書いております。そして、第2項で、「知事は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な措置を講ずるものとする。」という条項を設けているところでございます。

東京都につきましては、体制そのものよりも、緊急時の対応ということで書いておまして、「都は、食品による重大な健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための緊急体制の確立その他必要な措置を講ずるものとする。」という言い方をしております。

名古屋につきましては、体制の整備と緊急事態の対処を二つに分けて書いております。

京都につきましては、同じく体制のみで、体制を整備すると書いているところでございます。

このように、各自治体は、恐らく食品安全基本法をもとに条例をつくっているところが多いと思われますので、このような緊急事態に対する体制の整備、あるいは緊急事態の対処そのものについて条項で設けていると考えております。

○大西部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局のご説明も参考とされまして、委員の皆様からぜひご発言をお願いし

たいと思います。

どなたからでもご自由です。

○行方委員 部会長に質問します。

私は、法律的なことは詳しくわからないのですが、北海道であれ、東京都であれ、すべて関係法令に規定する必要な措置を講ずるものとするということが書いてありますね。名古屋は、緊急事態の対処として、下から2行目の真ん中から、法令に定める措置をとる場合を除き、その旨の発表、回収、勧告と具体的なことを書いております。それは、北海道や東京都のように必要な措置を講ずるものと同じに考えていいのですか。それとも、こうやって具体的に書いている方がより力があるのでしょうか。

私たち消費者や一般人としては、このように発表、回収、勧告とあると力強い感じがするので、その辺を教えていただきたいと思いました。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

私がお答えいたします。

名古屋市の規定ぶりは非常に丁寧なのだろうと思います。行方委員がご認識のとおり、必要な措置を講ずるということですから、非常に広い概念です。そして、その中の具体的な例として、危機が切迫している場合は、その旨を発表し云々の措置をとる、指導したり、勧告もするというふうに理解することが可能だと思います。

行方委員のご発言の趣旨は、名古屋のような具体的な規定ぶりの方が望ましいというご趣旨ですか。

○行方委員 我々一般人については、このような強い意識を持ってこの条例をつくったのだという思いが伝わってくるような気がするのです。これは、あくまでも素人考えです。

○大西部会長 わかりました。ご意見を承ります。

ほかにご意見やご発言はございますか。

○大宮委員 私も行方委員と同じことを言おうと思っておりました。

やはり、消費者としては、ここに、その旨の速やかな発表といった意味合いの一言を加えていただけるととても心強く、安心して暮らせるというところに一步近づくのではないかと思います。

○大西部会長 相次いで同趣旨のご発言がありました。

私は、詳細は存じ上げていませんが、食品安全基本法の関連条項としては第14条に根拠規定がありますが、この解釈や一般的な指針、ガイドラインの中にもう少し具体的な説明はないのでしょうか。もしご存じでしたらお願いいたします。

○事務局（小山内調整担当係長） 部会長がご質問した関係には直接ならないかもしれませんが、名古屋の緊急事態の対処というのは、行方委員もおっしゃっていましたが、法令に定める措置をとる場合を除きということで、かなり踏み込んでいるものかと思われます。従来から私どもがお話しさせてもらっているとおり、食品衛生法自体にはかなり強い規定があると認識しております。さらに、この場合は、それ以外のことで、法以外で生じる

おそれがある緊急の事態に対処する、重大な悪影響ということで、法以外のところも拾うという言い方をここでしているところかと思っております。

ただ、いつもお話があるように、既に食品衛生法ではそこら辺はかなり網羅していると思いますので、ここがどういうものを想定して規定しているのかということは、次回までに調べておきたいと思っております。

○大西部会長 ぜひお願いいたします。

今の小山内係長からのご説明にもありましたように、名古屋のものに言葉が出ておりますが、食品等の回収ということで、一番密接に関係している法令は食品衛生法です。ですから、この部分は食品衛生法絡みのさまざまな措置を念頭に置いているのだと思います。そして、小山内係長からご説明がありましたように、法令に定める措置をとる場合を除きとありますから、食品衛生法自体が想定している場合以外についてもということです。

○大金委員 市長はと言っているのですね。

○事務局（小山内調整担当係長） この部分につきましては、もう一回確認したいと思います。

○大西委員長 ぜひよろしくをお願いいたします。

関連すること、あるいは全く別な観点からのご発言でも構いませんが、何かございますか。

○大宮委員 今、北海道の農政部では、今回の東日本大震災を踏まえて、それに伴って原発事故も起きまして、北海道を食料備蓄基地にするということで動いているようです。

緊急事態といいますと、食の安全・安心と直接かかわるかどうかわかりませんが、先般のような有事と言っていいと思うのですが、そんなことが起きたときに、札幌市として、札幌市民に対することなのかわかりませんが、食を守るということは具体的に何か考えているのでしょうか。

○事務局（小山内調整担当係長） 今、大宮委員がおっしゃったようなことは、自然災害等のときも考えられていると思うのですが、私どもは、食の安全・安心推進ビジョンをつくっております。ここの施策の柱の4に安心の創出というところがございます。本日、皆様のお手元になくて申しわけないのですが、そこでは、主に自然災害を想定していますが、備えを通じた安心の創出ということで、いわゆる食料備蓄について、市民の皆様、また、私どもも意識を持ちましょうという形で柱として立てているところでございます。食料を確保するという面で、災害等への備えについての安心の創出ということも挙げさせていただいております。大規模な地震や大雪等々で流通機能が混乱した場合に、食料の確保が困難になったり、食の安全確保対策に支障を来すことが考えられるので、そういったことに対して市民もふだんから備えましょうということも呼びかけるとともに、我々には危機管理対策室がございまして、そちらでは一定量の非常食を備蓄しております。また、災害時においては迅速に機能するかどうかという点はいろいろ課題はありますが、我々は、各種スーパー等とも協定を締結しております。災害時に道路等々が確保され

ばという話ですが、食料の調達等々にも努めているところでございます。ですから、今、大宮委員がおっしゃったところについては、市民の皆様方にこういうことをやったらどうだというアナウンスだけでは足りないのかもしれませんが、危機管理対策室としては一定量を確保しております。具体的な量は把握していませんが、おそらくかんぱんや、缶に入ったパンなどを我々も備蓄しているところでございます。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

大宮委員、よろしいですか。

○大宮委員 はい。安心しました。

○大西部会長 危機管理対策室という言葉が出てまいりましたが、私はそこをお伺いしようと思っておりました。

国のレベルでも、内閣府のもとに危機管理官という制度がありまして、阪神・淡路大震災以来、いろいろなことがありますので、危機管理の責任者を設置するということが国レベルで既に先行しておりますね。地方公共団体ではどうかということ、札幌市におかれてはどのような部署があるのかということをお伺いしようと思っていたのですが、危機管理対策室が既にあるということですね。

その危機管理対策室とこのビジョンの災害等への備えとの関係はどうなっているのですか。つまり、このビジョンですと、保健所が実施主体になりますね。そこと危機管理対策室の連携の状況です。

○事務局（小山内調整担当係長） 危機管理対策室そのものは地域防災計画を大本に持っています、当然、地域防災計画は札幌市全部でやっております。その中に、我々の食の安全を確保するという役割もあり、例えば避難所で炊き出しをするに当たって、もしくは避難所で食品を供給する際の衛生的な取り扱いなどを担う役割を持っております。また、ビジョンを策定するにあたっては、我々内部の関係局に、このビジョンの内容を諮っているところでございまして、市としては連携がとれていると私どもは認識しております。

ですから、危機管理対策室とも、情報のやりとりをさせていただいているところでございます。

○大金委員 ということは、この安全・安心推進委員会の流れと災害時の食の安全・安心の確保という問題は別に分けて考えていった方がいいわけですか。この危機管理には災害云々で食料が確保できないという問題は除外して考えればいいということですか。多分、ビジョンには載せましたね。僕は、そのときにいたのです。

○事務局（小山内調整担当係長） 今、大金委員からありましたし、大宮委員も言っておりましたけれども、食品の質ということで安全性を担保することはもちろん大事です。それは、当然、我々にウエートが大きいと思っている一方で、災害時に必要な量を確保することは大事な認識だと思います。ましてや、今回、もし条例が制定することになれば、そういうことをうたっているところは私の知っている限りはどこにもないですが、災害や危機と言ってもいろいろな対応がありますので、そういったことを盛り込むことも可

能ではないかと思えます。

○大金委員 だから、この危機管理の中に、ビジョンから言えば、全国にはないにしても、ひょっとしたら入れなければいけないのですか。そのところは市の考え方がある程度整理できているのですか。

○藤原委員 変わりますよね。

○大金委員 今回の災害で変わるかもしれませんね。今回、相当な問題になっていますよ。実際に機能していなかったりしていますからね。

○事務局（小山内調整担当係長） どこまで入れるかについては、今日の会議での委員の方々のご意見も踏まえまして、今後整理してまいりたいと思っております。

○大西部会長 非常にデリケートな問題ですね。

○藤原委員 私は、今回の危機管理は私も仕事で関係していますが、放射能の関係や札幌市でもいろいろお悩みになって重大な決断を全国、北海道に先駆けてされたと思います。そういうことも、一つの情報公開であり、消費者を守るということでもあります。今回の中では、あくまで食に対して云々、何かが発生した場合にはと決めています。そうではなくて、全体ですね。ああいう大震災が発生した場合には、未曾有の災害を基準に考えなければならぬので、そうするとBCP（事業継続計画）などいろいろなことが想定されます。そうしますと、基本的内容が限定してきていますけれども、最初の原点が一気に変わってまいります。ですから、とらえ方としては、問題はかなり広がってきますので、そのうちの危機管理対策室の中の食については一つの部門という考え方になりますから、枝葉になりますね。今までずっとやってきたのは、枝葉ではなくて幹の部分として食品の危機管理を考えてきていますから、その辺の発想が異なってまいりますので、その辺はどうしたらいいのか悩むところですよ。

やはり、危機管理となりますと、ほかの自治体も、現在、出てきております北海道、東京都、名古屋市、京都市となりますと、従来の場合の危機管理ですね。体制の整備と対処の方法、また、ここには出ていませんが、関係機関との密接な連携です。その連携も市民はわかりませんから、ある程度具体的に、マニュアルというか、フローチャートでもいいので、そういうものもこの条例のほかに資料としてあった方がいいと思います。そうしないと、市民の立場からも安心できないということもあるのです。条例にそこまで詳しく書いていませんから、そういうものは必要かと思えます。その辺が、先ほど行方委員からございました食品の回収など具体的に書いているとよくわかるというのは、フローチャートで明記すると。それは特別かもしれませんが、詳しくは要りませんので大筋で書いていただければいいのかなという気がします。

また、危機管理というのは、考え方によっては何かが発生したときの管理となりますが、実は違うのです。予防策が危機管理なのです。そのためには、食品安全基本法の第14条、第15条がそうですね。また、第17条の国内外の情報の収集、整理及び活用、これにプラス公開ということで札幌市の場合は組んだ方がいいと思います。

やはり、いろいろな情報が行政に入っているかと思しますので、その中で選択して、被害を少なくするという情報公開ですね。非常に難しいところですが、先般の汚染牛の問題もその辺で非常にお悩みになったと思います。ああいうものもここに入れるかどうかですね。ようやく、あのときに考えていただきたかったものが出てきたところかと思えます。これは非常に難しいところですが、その辺はどこまで考えるかによってかなり変わるかと思えます。

○事務局（木田食の安全担当部長） 名古屋市の緊急事態の対処の「法令に定める措置をとる場合を除き」ということについて、少しだけご説明します。

先般の東日本大震災に続く、原発の食品汚染事故の際は、もともと国内の食品が放射能に汚染されるという考え方がなくて、それを規制する法律はありませんでした。そこで、原子力災害対策特別措置法が発動されまして、その中に暫定的に定まっていた基準を一時的に適用して、総理大臣が知事に指示を出して出荷を差しとめたりする仕組みになったのですが、必ずしも罰則を伴う強制力があつたわけではないという状況でした。そして、3月17日に、暫定規制値が定められて、やっと食品衛生法が発動できるようになりました。ですから、その間は、我々も動きがとれなくてどうしたものかという感じがしていた実態があります。名古屋市の条例のこの部分は、そういう、法律で想定されていない事態のときに市長が先頭を切って対応できるという規定となっています。

○大西部会長 貴重なご発言をありがとうございました。

先ほどの名古屋市の第15条の規定の内容解釈については、今の木田部長のご説明で明確になったと思います。

それから、先ほどから何人かの方がご発言されております危機管理対策室と保健行政との関連ですが、基本的には、食品の性質の問題を扱うのがこの委員会のテーマなのだろうと思うのです。何かの災害等で食品の絶対量が不足するという意味での安全・安心が問題になってくる場面はレベル、次元が違うのかなと思います。一応、そういう区分、区別をした上で両者の関係をどう図っていくかという議論の立て方がいいのではないかと思います。

先ほどご紹介がありましたビジョンの基本施策4の42ページ以降を拝見していると、危機管理対策室の仕事ぶりがメインで、保健所の仕事としてはホームページ等を使った情報提供が主な役割になっていますね。このように、保健所の位置づけは、絶対的な食料不足という問題に関してはサポートする、情報提供をするというふうに位置づけ、理解されているのだろうと思うのです。

私も、これでいいのではないかと思います。食品の絶対量の確保という意味での安全という問題をこの委員会のテーマに正面から掲げるのはちょっとふさわしくない気がいたします。

とりあえず、こんな整理の仕方よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○大西部会長 それでは、「危機管理」に関する問題ですが、さらにご発言がございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○大西部会長 危機管理というのは、大変重要な問題だと思います。

条文の内容については、名古屋の例などを参考にしながらよく考える必要がありますが、重要な問題ですので、条例に盛り込む方向でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○大西部会長 ありがとうございます。

それでは、先へ進めたいと思います。

二つ目の議題の新条例の制定に当たっての「札幌らしさ・特徴」について議論を続けたいと思います。

この委員会の初めに、委員の皆様から、この「札幌らしさ」につきまして大変有意義なご意見を種々いただいております。本日は、改めてこのテーマに焦点を当て、少し時間をかけてご議論していただきたいと思います。

初めに議論に当たりまして、これまで出てまいりました主な意見と札幌らしさを条例に書き出す、あるいは表現するための視点につきまして、資料3について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（小山内調整担当係長） それでは、資料3に基づきまして簡単にご説明させていただきます。

今、大西部会長からありましたように、「札幌らしさ」につきましては、当初から委員の皆様方から貴重なご意見を賜っているところでございます。全部ではございませんが、資料3の1に書いている札幌らしさに係る前回までの主な意見概要がございます。項目としては、全体的なイメージでくくったり、札幌市の地域性と農業、観光都市としての観点などがあります。もっとたくさんいただいているのですが、紙面上の都合でこれを抜粋させていただいているところでございます。

皆さんからお話を賜っている中で、視点としてはどんなものがあるかということですが、2の「札幌らしさ」（特徴）を検討するに当たっての視点というところになります。

一つは、「観光」というキーワードが何回か出てきましたが、農業も経済活動の一環ですので、経済・観光という視点があるかと思えます。二つ目は、「まちづくり」ということで、食の安全・安心でまちづくりに寄与するという考え方です。三つ目は、子どもや高齢者に対してどういう配慮をするかということです。健康被害を受けやすい方に対する視点です。また、前回の会議で大宮委員からありましたフードマイレージなどもそうですけれども、環境への対応です。そして、（6）の実効性の確保というのは、公表や罰則ということの実効性の確保です。これは、次の議題でもう少し掘り下げて皆様にご意見を賜りたいと思いますが、こういった視点が札幌らしさを出すに当たってはあるのかなというこ

とで整理させていただきました。

説明は以上でございます。

○大西部会長 ありがとうございます。

確認ですが、一番最後の実効性の確保の中身として、「札幌らしさ」というのは具体的に何になりますか。

○事務局（小山内調整担当係長） 実効性の確保につきましても、ほかの自治体ではやっていない実効性の確保の仕方があると思うのですが、そういった意味で書かせていただきました。

○大西部会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明も参考としまして、ご発言をお願いいたします。

皆様方が、特にこれは条例に盛り込んだ方がいいのではないかとと思われるものについてもご発言をいただければと思います。

ご自由をお願いいたします。

○田中委員 前にも発言しておりますけれども、やはり観光都市としての観点を入れていただきたいと思います。

○大西部会長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞご自由をお願いいたします。

○大金委員 これは、食の安全・安心を推進する都市の条例自体に札幌らしさを出そうということですね。札幌らしい条例ですね。

○大西部会長 はい。

○大金委員 ここに書いてあるもので出尽くしていると思います。

観光都市云々と言われましたけれども、先ほどから何度も言いますように、北海道も、札幌市も、観光振興機構を含め、海外に随分と膨大な予算を使ってプレゼンから何からやられていますね。ですから、外国に対するPRに何か加えるような具体的なものを入れてもらいたいと思います。

あとは、思いついたら言います。

○大西部会長 ありがとうございます。

大宮委員からいかがですか。

○大宮委員 具体的なことではないのですが、この条例をつくるに当たって、札幌という環境にかかわる意見ではなくて、それこそ他の自治体ではやっていない部分の話です。一般の市民というか消費者の立場からすると、こういった条例は知らないうちにできていることがすごく多いのです。つまり、何を言いたいかといいますと、消費者にとってはいつも人ごとのように進んでしまっているのが今までだと思うのですが、できるならば、参加している気分になれるような条例にさせていただいた方が、市民も意識を高めてくださると思っています。

○大西部会長 ありがとうございます。

今のご発言は、条例の中身というよりも、つくり方ですね。条例制定のプロセスに何か独自色のあるものを出せないか、しかも、それは住民の関心を引き起こすようなものであってほしいという趣旨だろうと思います。私も同意したいと思います。

これまでの会議の中でも名称の問題が出てまいりました。名称はちょっと難しいところがあるかもしれませんが、何とか工夫はできないかと思えますね。

ちなみに、都市計画の決定という住民生活にとって基本的な問題がありますが、多くの住民は自分のところの用途地域の中身が何になっているか知らないし、用途替えがいつなされたか知らないということが普通に起きています。こういうことがないようにしたいということだろうと思います。

事務局サイドで制定の手続について、何か工夫を考えていらっしゃることはございますか。

○事務局（小山内調整担当係長） 今、部会長がおっしゃっていただいた手続的な話で言いますと、この部会で意見書を取りまとめて本委員会にかけるという形をとりますが、今後、市民の意見、もしくは関係団体の方々の意見を聞く機会を設けていく方向でやっていきたいと思えます。その方法につきましては、種々あると思えますので、皆様方にも入っていただいている本委員会ではどのような意見の収集が必要なのかもご検討いただきまして、こうやったらもっと意見がとれるのではないかとこのところを工夫してまいりたいと思っています。

○大西部会長 ありがとうございます。

藤原委員はいかがですか。

○藤原委員 札幌のイメージというものはどうなのか。

○大西部会長 その話ですね。

○藤原委員 北海道と札幌のイメージが一緒になってしまっているものですから、そこでどうやって札幌ということを出したらいいのかということですね。

○大宮委員 北海道と札幌で決定的に違うのは、札幌は都会だということです。食について考えたときに、北海道と札幌はほぼ同じで、農業もあるし、酪農も、札幌市内ではないかもしれませんが、近郊の江別などではありますね。ですから、北海道と札幌でイメージが違うところと言ったら、札幌は都会だということですね。

○大金委員 前も言ったと思えますが、札幌というのは、北海道が持っている一番いいイメージのよさ、農業、水産、気候、風土など、いい部分のイメージを商売的に一番吸い上げているのではないかと考えています。そういう意味では、札幌の条例は、ある意味で、例えば北海道の農業や食品、水産、自然も含めてお世話になっているわけですから、札幌市民はそれを守っていく義務があるじゃないですが、そういうギブ・アンド・テイクの関係があってもいいのではないかと前から思っていたのです。今言われたように、地方ではどんどん過疎が進み、たいへん厳しい経済環境にあります。一方、札幌だけに人口が集中しているということですから、北海道全体への配慮が条例にあってもおもしろいと思って

います。

そして、実効性の確保という意味では、先ほどの名古屋の話ではないですけれども、今の種々の法律ではフォローし切れない場合には市長の判断でしなければならないことがあると思います。

前も、行方委員が放射能の牛肉のことを言われ、僕もあのころは当事者だったのでいろいろ思いましたけれども、年が明けてから静岡に行ってきて、宮城県の汚染された稲わらが行った農家が1軒だけありました。しかし、静岡県はその農家を公表しなかったのです。となると、どこの農家の牛かわからなくて、出たということだけ報道されてしまって、その地域全部の牛が売れなくなったのです。考えたら、別に1軒の農家と懇意にしているわけではないけれども、それを公表することによって、確かに1軒は困るけれども、全体は助かったということを知ったのです。ですから、僕は、その肉屋さんに公表されて参ったのだと言いかけて言えなくなってしまったのです。ある意味で、実効性というのは、どこかで英断が必要ではないかと思いました。ですから、名古屋の考え方はいいのではないかと、今になって冷静に思っております。

○大西部会長 ありがとうございます。

札幌市が他の道内自治体、市町村、地域に対してできる恩返しですね。

○大金委員 恩返しというか、配慮したということですね。

ちょっと情緒的になり過ぎて済みません。条例にはすぐわないと思います。

○大西部会長 とんでもないです。人間は感情の生き物ですからね。

ありがとうございます。

まだご意見をいただいている方もいるかと思いますが、ぜひご発言をお願いしたいと思います。

○行方委員 きょう、私は特区の資料をじっくり読ませていただいたのですが、札幌市の経済局のホームページということで、非常にわかりやすいと思いました。自分で特区を調べてみたら、余りにも文章がいっぱいあって、いや、やめようと思ってしまったのですね。この特区を受けるという発表があったときに、私が一番に考えたのは、札幌の安全・安心条例にも、これは食だからかかわってきて、条例の内容も多少変わってくるのかなと思っておりました。

冒頭の係長の説明によると、余り関係ないというお話だったので、あれ、そうだったのかなと。私はかなり関係があるかなと思っております。私自身、先ほど皆さんがおっしゃっているように、札幌が生きていく道は、特に産業があるわけではないですから、観光しかないのではないかと思うのです。アジアなどからどんどん観光客を入れていくなどですね。そういうことで、安全・安心をテーマにして、特区のことを生かせると思いますか、この内容を根底として盛り込んでいけたらいいと思いました。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

こういう特区で、食品加工等の工業、産業を興そうと言っているわけですがけれども、そ

の地元の札幌で食品食中毒が多発したりしますとイメージダウンにつながりますので、関係ない話ではなかろうと思います。

○事務局（小山内調整担当係長） 私の説明がいたらなく申しわけありません。現時点で、我々の部局がこの件について深く知り得ていることが少ないという意味で申し上げた次第でございます。関係がないというのは、訂正させていただきたいと思います。

○大西部会長 お願いします。

○藤原委員 恐らく、北海道フード・コンプレックスは、いろいろな形の支援制度だと思えますが、かえって拡大すると保健所の大変な仕事がさらにふえるかと思えます。でも、特区を受けたということは、札幌が世界に直接展開するということになると思えますので、条例でも世界の札幌だということを頭に持ってきてもいいと思えます。それが札幌らしさと言ってもいいのかと思えます。

現実、北海道で営業しているかと思えますが、中国、台湾、韓国などに行く企業のほとんどは札幌市が本社ですので、そういう部分では国際性の部分を条例に盛り込むと札幌らしさになると思っております。

○大西部会長 ありがとうございます。

技術的な意味で、条例の中に札幌らしさ云々という言葉が入るということはないかもしれませんが、少なくとも関連することは、例えば観光客に対する云々という言葉が一つでも入れば、札幌市が観光都市であることを自覚しているのだというアピールにつながると思えます。また、条例自体には関連する直接的な文言はなくても、例えば、条例制定の前につくられます要綱のたぐいですね。こんな内容にしたいのだということをこの委員会で決めるかと思えますが、その要綱の中にきょうご議論いただいたような具体的なことがさまざまちりばめられていれば、将来、その条例を解釈、運用、適用していくときに何らかの意味が出てくる可能性もあると思えます。

ということで、条例に文言として物理的に表現されなければ意味がないということでは決してないと思えますので、どうぞご遠慮なくいろいろな観点からご発言をいただきたいと思えます。

○大宮委員 （２）のまちづくりのところですが、前回の委員会で藤原委員がまちづくりセンターとの連携というお話をされておりました。そこに絡むかもしれませんが、食育という言葉はどこかに入れていただきたいのです。札幌らしい食の発展、文化を守っていく、継承していく、新しく発展させるとか、食育という言葉を使って何かできないかと思っております。

○大西部会長 ありがとうございます。

私も以前、消費者教育、学校で子どもたちに教えるのが一番いいのだという趣旨のことを発言させていただいた記憶があります。同じ趣旨だろうと思えます。

それは、子どもだけではなく、高齢者の皆様方にも関係してくるかもしれません。そんな気がいたします。

それから、当然ですが、札幌市行政当局と事業者との間のさまざまな協働ですね。そして、住民です。これは子ども、高齢者、社会人、皆様を含みますが、住民参加、住民関与をいろいろな場面で設けていくということも考えられてよろしいと思います。

こういったことがなされていますと、おのずと実効性も備わってくるということだろうと思っています。

お時間が結構たっていますので、そろそろ先へ進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大西部会長 ありがとうございます。

さまざま有意義なご意見が多数出てまいったと思います。事務局は、本日提出されましたご意見を最大限酌み取る形でぜひ条例に反映させる努力をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、条例の実効性の確保に議論を移したいと思います。

このテーマも、当初から条例を制定するなら実効性の確保を考えねばならないということで議論してまいったところです。実効性の確保をするための手法はいろいろありますが、これまでの3回の議論を踏まえまして、どのような手法をとればより効果的なのか、あるいは、規制的な視点だけではなく、理念条例的なものでもいいのではないかということを含めまして、ご自由にご意見をいただければと思います。

ご意見をいただきます前に、資料4について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(小山内調整担当係長) それでは、事務局より、資料4に基づきまして簡単にご説明させていただきたいと思います。

条例の実効性確保につきましては、今、大西部会長からもありましたように、さまざまな方法があることを皆さんもご承知かと思えます。そちらの資料に書いておられますとおりで大きく分けて二つが挙げられると考えられております。

一つは、規制的な手法でありまして、権力的に規制的な手法を用いることで、義務を課して、これに従わない者を排除することで目的を達成する方法という考え方ができると思えます。例えば、行政命令や罰則、また公表もその一つになるかと思っております。

主な規制的な手法につきましては、行政指導、行政命令、公表、経済的ディスインセンティブ、罰則の適用などが考えられます。

ただ、罰則が実際に適用される場合はごくまれであって、許認可権限などを背景とした行政指導や行政命令の段階で違反の多くは是正される実態があるので、抑止的效果に着目して規定されることもあると言われてもいるようです。

規制的な手法はそのほかにもあるのかもしれませんが、主にこういうものが考えられるということでございます。

二つ目に、誘導的な手法でありまして、権力によって強制する規制的な手法とは異なりまして、市民、事業者などの関係者の主体的な協力によって目的を達成するものとして挙

げてございます。

一つは、相互協定と申しますか、お互いに一生懸命やりましょう、こういうことを頑張らしましょうという協定の仕方です。また、経済的インセンティブは、こういうことを一生懸命やっているので補助金を出しましょう、もしくは、助成しましょう、手数料を減らしましょうという話です。三つ目は、活動の認証・認定ということで、いい活動をしている、もしくは取り組みをされているところについて、行政が認証したり、民間の方々に認定するなど、いろいろなやり方があるかと思えます。それから、たたえるという意味での表彰などです。こういうものが誘導的手法と言われているものでございます。

実効性の確保につきましては、私ども事務局からの説明のほか、ご専門であります大西部会長から補足していただければありがたいと思っております。

資料の説明は以上でございます。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

特に私からご説明を補足しなければならないことはなかろうかと思えます。大まかですが、ご紹介があったように、規制的手法と誘導的手法の二つに分けて議論するのが一般的だろうと思えます。

一つだけ確認です。

経済的インセンティブの具体例として補助金の提供というものがありましたが、実際に保健行政で補助金を提供する活動はあるのですか。

○事務局（小山内調整担当係長） 条例で規定しているかは別として、補助金は、私どもの関係だけではなくて、保健福祉にはあります。

○大西部会長 例えば、食の安全・安心にかかわるような場面で補助金を提供するという具体例はありますか。組織づくりをお手伝いしたり、活動をサポートするということはあると思うのですが、お金を提供するというのはあるのでしょうか。

○事務局（宮原食の安全推進課長） 食品関係の団体の活動に対して補助金を交付しているということはございます。

○大西部会長 同じ保健所の仕事で、公衆衛生の観点から、予防接種などを学校単位でやるような場合に、地域のお医者さん、医師会に1件当たり幾らという協力金みたいなもので補助金を提供するという事は全国的にもなされていると思うのですが、食品の衛生関係であるのかなということが気になったものですから、伺わせていただきました。

○事務局（木田食の安全担当部長） 今のお話にありましたように、調理師関係の団体などが食中毒予防の啓発活動を行うことに関して補助をするという形となっております。

○大西部会長 ありがとうございます。

今の事務局からのご説明を踏まえましてご自由にお願ひしたいと思います。

いささか技術的な側面もありますので、なかなかご発言しにくいかと思えます。ポイントになるのは、規制的手法で一番強いのは行政命令で、禁止とか破棄しなさいという命令ですね。この命令に違反した場合にはこういう内容の罰則が適用されますというもので、

これが一番厳しい規制方法です。もちろん内容にもよりますが、これを入れることをあらかじめ認めるかという問題が一番大きな論点になるかと思います。また、私の記憶に間違いがなければ、大金委員からは、少なくとも一度、あるいは今日も出ていたと思いますが、公表を含めて罰則があっても、むしろ業界保護のためにはいいのではないかというご発言をちょうだいしていたかと思います。

大金委員、いかがですか。

○大金委員 前に田中委員からも、食品衛生法で相当厳しい規制があるので、重複するのはどうしたものかという意見もありましたね。そのときに、僕は一方で、いろいろなことが起きている中で、多少厳しいものがなければ制御がきかないのではないかという意味で発言はしました。ただ、法律を超えた想定外のことの場合に、先ほど言いましたように、市という団体全体での判断ではなくて、市長の判断でやると意外といいかもしれませんね。発表する側も責任ははっきりしているので、そういうものならいいと思います。どこに責任の主体があって、実効性を帯びるかわからないよりもですね。想定外で言えば、先ほどの市長という文言が入るのはいいと思います。行政を条例に入れてもいいと思うのですけれども、ほどほどにさせていただければと思います。必要なのは必要だと思います。

○大西部会長 ありがとうございます。

田中委員はいかがですか。

○田中委員 私も、委員会の最初に事業者等については食品衛生法の厳しい規制がかかっており、この条例については、行政・市民・事業者の3者が協働して同じ目的を達成するためのものだということで、誘導的な手法であり、規制的な手法はなじまないのではないかと思います。

○大西部会長 ありがとうございます。

ニュアンスの違うご発言が出てまいりましたが、両論併記ということももちろん可能なので、ご発言はご発言として承りたいと思います。

ほかのお三方はいかがでしょう。

こういう場合は、行方委員にお願いいたします。

○行方委員 例えば、私が所属するところと関係があるのは消費者条例です。悪質商法などの症例の相談件数がすごく上がっています。もちろん、札幌市の消費者センターに報告しているのですけれども、公表まではなかなか行かないのです。私たち団体としては、早くしてくれなかったらもっと被害が膨らんでしまう。オレオレ詐欺でも、振り込め詐欺でも、何でもそうです。やきもきしているのですが、市は、立場上、事業者も保護しなければいけないということで、公表することによって経営者に対する被害があるのです。食であれば大金委員のようなところが被害を受けることになります。ただ、悪質商法とニュアンスはちょっと違いますけれども、そういうことでなかなか公表には至らないのです。本当に究極になるまでです。そういうところを食の場合はもっとシビアにさせていただけたらと思います。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

なかなか難しい問題ですね。

放射能の場合、今回、札幌市が全国自治体に先駆けて放射能汚染に関して情報を公表することに踏み切りましたが、これは放射能事例だったからという側面が大きいように思います。一般的な食中毒程度の問題であれこれ公表していくことを積極的にやれと言えるかどうかですね。法律で決まっている場合には話はわかりやすいのですが、なかなか難しいのだらうと思います。一方で経済活動があるので、その辺の見きわめが大変難しい場合が多々あると思います。

ほかのお二人はいかがでしょうか。

○大宮委員 藤原委員にとりをとってもらおうと思います。

少しだけですが、規制的な手法もあり、誘導的な手法もある条例でもいいわけですね。ですから、規制的な手法は、イメージ的に強く、厳しい感じがするので、そこがだらだら長いと初めからモチベーションが下がってしまうと思うのです。それはそれで必要なところは入れた方がいいと思うのですが、誘導的手法で工夫をして、私もこの条例に参加できそうだというふうにして士気を高めるような内容にしていただければと思います。厳しいこともあるのだけれども、みんなで頑張って札幌をいいまちにしていこうという意識の高まりにつなげるというまとめ方にしたらどうかと思います。

例えば、経済的インセンティブや活動の認証・認定というのは、わかりませんが、例えば食の安全・安心について消費者を守るということが根底にあると思うので、そういうことを自分なりにルールをつくって実践している飲食店を表彰するなどですね。また、市民グループや消費者グループを立ち上げて、私たちはこういったことをやっていますということを、社会的に認めてもらえるような仕組みをつくるというところで、市民参加型の条例をつくって、厳しい部分も一部あるけれども、こちらの方がインパクトがあるというふうにしていったらいかがかと思います。

○大西部会長 最後に、藤原委員からお願いします。

○藤原委員 条例全体の中身にもよると思うのですが、それをやっていただかないとまずい、重大な結果を招いてしまうというものについては、罰則等があってもいいというふうに考えます。と申しますのは、北海道の業務で6年かかわっているものがあります。それも罰則はあるのですが、全国的にも罰則を発動していないので、毎年何件かあって、発動しろ、発動しろと言っても、結局は発動しないのです。札幌市のことではないのと言いますが、結局は解決にならないのです。やった者勝ちで、それはよくないと思います。

そういうものがあるかわりに、誘導的手法として、表彰制度などですね。例えば、安全・安心推進委員会が選定委員会になってもいいと思うのですが、札幌市として優秀な事業者を表彰する制度などでそういうことをしてあげれば、皆さんは前向きに、積極的にかかわるようになるのではないかと思います。あめとむちではないですが、両方を条例の中に盛

り込んでいただければ、より実効性のある条例になるのではないかと考えております。

○大西部会長 ありがとうございます。

規制的手法ばかりではなくて、誘導的な手法とあわせてというご発言だったと思います。ただ、藤原委員のご発言の中で私が一番大事だと思うのは、罰則もあるということですね。

○大金委員 放射能などいろいろあって僕も混乱していましたが、過去の経緯を思い出しながら聞いておりました。僕は、こういう罰則規定があった方がいいとは言っていなかったと思うのです。いろいろな意味で、事業者も意識が強くなければまた同じような事件が起きるから、条例はあくまでもあった方がいいと当時は言ったと思います。先ほど言った名古屋の例で、不測の事態においては、1社に迷惑がかかるかもしれないけれども、これ以上被害を広げないためには行政のある判断は必要なのだろうと思いますので、それは盛り込んでいただきたいということで、一概に罰則、罰則と言っているわけではないのです。その意味では、田中委員に似ているところがあって、あくまでも今回の条例とは事業者だけを追い詰めるような、実効性ばかり言っているように思うけれども、本来であれば、行政・市民・事業者の三つがどうするかであるので、今言われたことも入れていただきたいと思います。

先ほどの意見は誤解のないように、議事録をよろしくお願ひいたします。

○藤原委員 行政指導、行政命令、公表という図式で来ていますから、つつい罰則と言うと全部そうなるのですが、そうではないのです。いろいろな形の公表もありますからね。

○大西部会長 先ほどから出てきていますが、「しょくまる」です。今、実際に札幌市で実行されていますが、「しょくまる」という認証制度がありますので、ああいったものを条文にするということも可能かと思います。実際に、行政措置としてなさっていることで、もちろん条例の根拠は不要なわけですが、それを条例の中に書き込むことを通して誘導的手法を札幌市は積極的に活用しているのだということを文言上で示すことができると思います。

ありがとうございました。

事務局におかれては、本日、あるいは、今日までに出てまいりましたさまざまなご意見を踏まえて意見書の素案の作成に入っていただきたいと思います。

皆様方、どうもありがとうございました。

議題（４）にその他とありますが、何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○大西部会長 それでは、これをもちまして、本日の議事はすべて終了です。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

○事務局（宮原食の安全推進課長） 部会長、どうもありがとうございました。

次回の第5回目の会議についてでございますが、いよいよ、これまでの4回の議論の意見をまとめさせていただきまして、意見書の素案を検討していただくほか、これまでの議

論に漏れがないかなどにつきまして議論していただきたいと考えております。

開催時期につきましては、年度末で大変お忙しい時期かと思いますが、3月下旬を予定してございます。この3月の会議でこの条例検討専門部会は終了としたいと考えてございます。つきましては、皆様におかれましては、出席方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、第5回目の会議につきましては、年度末のお忙しい時期ですので、今週中にも事務局から日程調整をさせていただきたいと思ひます。

4. 閉 会

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。

本日は、まことにどうもありがとうございました。

以 上